

越前市アイシングスポーツアリーナ

(1) 専用使用

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
メインアリーナ	1時間につき	1,500円	2,000円	2,000円
サブアリーナ		800円	1,000円	1,000円

摘要

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 使用者がアマチュアスポーツに使用する場合で、入場料等を徴収するときは、各使用料の5倍額とする。
- 3 使用者がスポーツ以外の行事に使用する場合で、入場料等を徴収しないときは各使用料の10倍額とし、徴収するときは15倍額とする。
- 4 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の20倍額とする。
- 5 アリーナを専用使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 6 使用面積が床面積の2分の1の場合は各使用料の2分の1の額とし、3分の1の場合(メインアリーナに限る。)は3分の1の額とする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 7 使用者が、本市住民以外(学生を除く。)の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 8 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 9 上記の金額には、器具及び照明使用に係る費用を含む。

(2) 個人使用

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
メインアリーナ及びサブアリーナ	一般	1時間につき	100円	150円
	高校生以下		50円	100円
ランニングコース	一般	1回につき		100円
	高校生以下			50円
月間利用	月間利用	1月につき	一般500円(高校生以下100円)	
		3月につき	一般1,000円(高校生以下200円)	
		6月につき	一般1,500円(高校生以下300円)	

摘要

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 ランニングコース以外の施設(メインアリーナ、サブアリーナ、ウェイトリフティングルーム、トレーニングルーム、多目的ルーム)の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 3 使用者が、本市住民以外(学生を除く。)の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 5 上記の金額には、器具及び照明使用に係る費用を含む。

2 附属施設

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日			
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで				
ウェイトリフティングルーム	一般・高校生	100円	150円	150円			
	個人月間利用	1月につき 一般1,000円(高校生200円)					
トレーニングルーム	一般・高校生	100円	150円	150円			
	個人月間利用	1月につき 一般1,000円(高校生200円)					
多目的ルーム	専用	600円	700円	700円			
	個人	100円	150円	150円			
会議室 大		400円	600円	600円			
会議室 中		200円	300円	300円			
シャワールーム		1回につき 100円					
摘要							
1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。 2 高校生の個人月間利用における使用は、平日の午前9時から午後7時までとする。 3 シャワールーム以外の使用料は、1時間当たりの料金とする。 4 使用者が、本市住民以外(学生を除く。)の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。							

3 空調設備

使用区分	使用料(1時間につき)
メインアリーナ	2,000円
2階観客席	4,000円
サブアリーナ	500円
ウェイトリフティングルーム	100円
トレーニングルーム	100円
多目的ルーム(専用の場合)	100円
会議室(大・中・小)	100円
摘要	
1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の2倍額とする。 2 使用者が、本市住民以外(学生を除く。)の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 4 その他空調設備の使用料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

武生中央公園庭球場

1 庭球場使用料

使用区分			平日		土曜日・日曜日・休日
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
専用使用	1面	1時間につき	1,000円	1,500円	1,500円
	一般		100円	150円	150円
	高校生以下		50円	100円	100円

摘要

1 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 庭球場夜間照明施設使用料

区分			使用料
専用使用	武生中央公園	1面につき1時間当たり	500円
	今立南部公園		250円
個人使用	武生中央公園	1時間につき	200円
	今立南部公園		150円

摘要

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
2 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。

3 附属施設使用料

会議室		1時間につき 100円
シャワールーム		1回につき 100円

摘要

使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	1回	月額	年額
会議室	200円	1,000円	6,000円

武生中央公園多目的広場

多目的広場使用料

使用区分		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
専用使用(人工芝コート4分の1面につき)	1時間につき	1,000円	1,500円	1,500円
		100円	150円	150円
		50円	100円	100円

摘要

- 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

多目的広場照明施設使用料

区分	金額
1時間につき	1,600円

摘要

- 照明施設を2分の1に減光して使用の場合は、半額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 照明施設の使用は、4月1日から10月31日までとする。

越前市武道館

柔道場・剣道場使用料

区分		基本使用料(1時間につき)		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
個人使用	高校生以下	50円	100円	100円
	一般	100円	150円	150円
専用使用	1面	1,000円	1,100円	1,100円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。

道場附帯室、宿泊所和室使用料

区分		基本使用料 (1時間につき)
附帯室	和室(2室)	150円
	会議室(2室)	100円
宿泊所	和室	50円

備考

- 1 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増しとする。この場合、10円未満の端数は切り捨てる。
- 2 営利目的に使用する場合の使用料は、基本使用料(前項の規定により5割増しとされる場合にあっては、基本使用料の5割増しの額)の20倍額とする。

冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
			1回	月額
附帯室	和室(2室)	300円	1,500円	9,000円
	会議室(2室)	200円	1,000円	6,000円
柔道場、剣道場			1時間につき 400円	